

# 日田市女性活躍推進計画

2016(平成28)年度～2020(平成32)年度

日 田 市

平成28年4月

# 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画

## 1. 法律の目的及び女性の職業生活における活躍の必要性

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年9月4日部分施行、平成28年4月1日全面施行。以下「女性活躍推進法」という。)は、その目的を以下のように規定しています。

### 第一条(目的)

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要になっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

女性の力が働く場面において十分に発揮できているとはいえない今日において、働くことを望む女性とその希望に応じた働き方ができるよう、社会全体として取り組むことが求められています。

また、急速な人口減少による将来の労働力不足に対する懸念や、多様な人材確保に対応していくためにも、女性の活躍の推進が早急に求められています。

## 2. 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

国は、女性活躍推進法に基づく施策を実施するために、女性活躍推進法第5条において「基本方針」を定めています。「基本方針」では、女性の職業生活における活躍の推進を図るための基本的な方向性や考え方等が示されています。

### (1) 女性活躍推進法の対象

女性活躍推進法の対象となるのは、正規・非正規といった雇用形態をはじめ、自営業等の就業形態に関係なく、自らの希望によってすでに働いている、又はこれから働こうとしているすべての女性です。

## (2) 女性活躍推進法の基本原則

「基本方針」は、以下の基本原則に基づき定められています。

- ① 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ② 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ③ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

## (3) 目指すべき社会

女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会が、次のように示されています。

～就業希望など働く場面における女性の思いを実現する～

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約 300 万人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や、職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、それにより、ゆとりある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

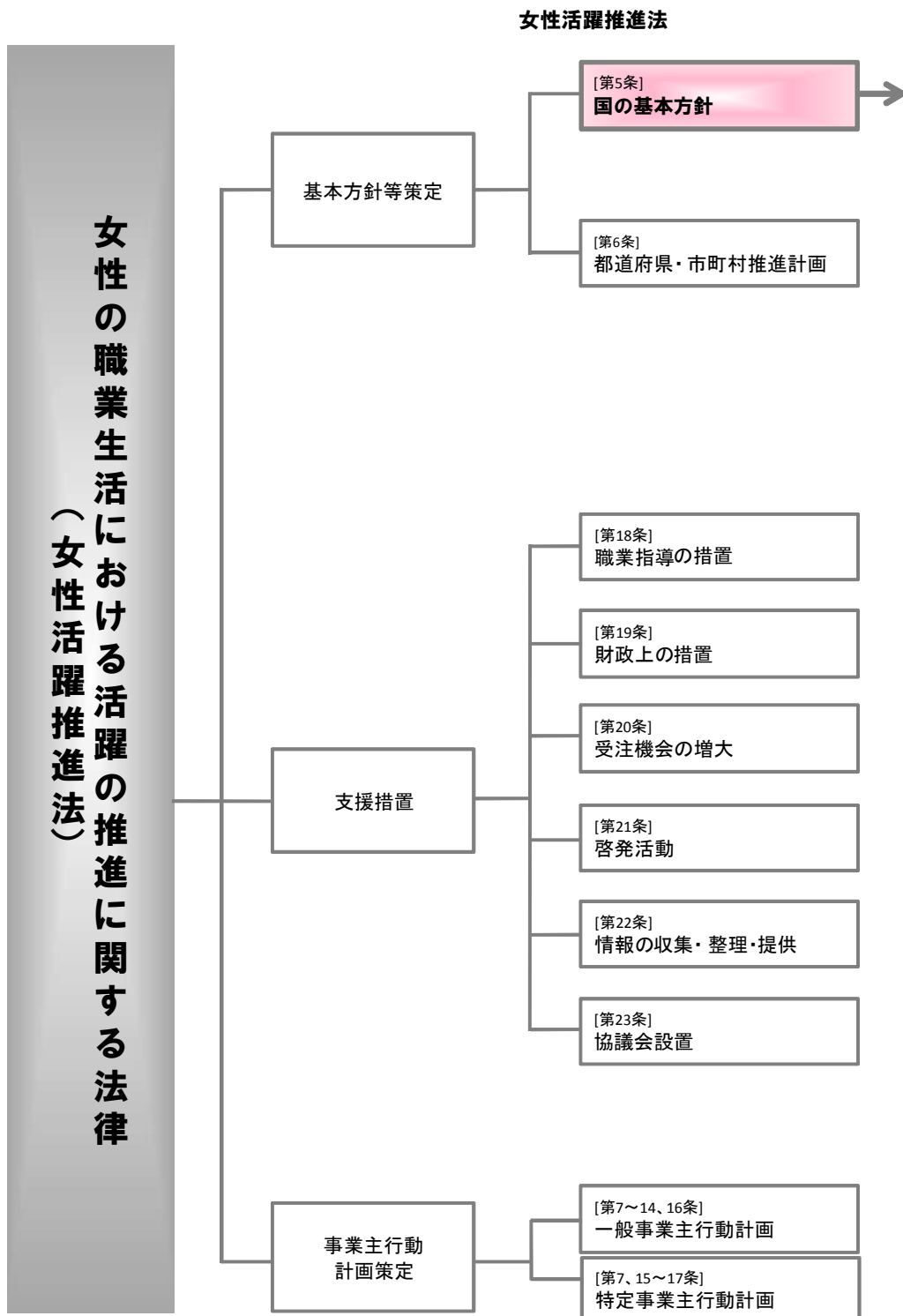
## 3. 市町村推進計画

女性活躍推進法第6条第2項において、「市町村は、基本方針(都道府県推進計画)が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(「市町村推進計画」)を定めるよう努めるものとする。」とされています。

これに基づき、本市における「市町村推進計画」は、国の基本方針及び大分県の示す「都道府県推進計画」を勘案し、第2期日田市男女共同参画基本計画 第二次行動計画と一体のものとして策定します。

女性活躍推進法に基づく推進計画として反映される部分については、次項図 24 のとおりです。

[図 24] 市町村推進計画として「第 2 期日田市男女共同参画推進計画  
(第二次行動計画)」で位置づける該当部分



第4次おおいた男女共同参画プラン

【都道府県推進計画】(法第5条・6条関係)

第2期日田市男女共同参画基本計画  
第二次行動計画

【日田市女性活躍推進計画】(法第5条・6条関係)

基 I【地域・社会では】 ともに活躍する活力あるまちづくり  
本 II【家庭では】 互いに思いやり、協力しあう家庭づくり  
目 III【職場では】 生き生きと安心して働ける職場づくり  
標 IV【教育・学習の場では】 男女平等教育・学習の環境づくり

p.66	推進体制の充実(庁内の推進体制)		
p.66	推進体制の充実(市民参加の推進体制) 情報の収集と調査		
p.67	計画の進行管理		事業No.
Ⅲ-1	働く場における男女平等の推進		48
—	—		—
—	—		—
—	—		—
Ⅲ-3	仕事と生活との両立の支援(ワーク・ライフ・バランス)		58
Ⅲ-2	多様な労働形態における環境の整備		—
Ⅲ-1	働く場における男女平等の推進		—
Ⅲ-1	働く場における男女平等の推進	47	48
Ⅲ-2	多様な労働形態における環境の整備	52	53
Ⅲ-2	多様な労働形態における環境の整備	50	51 52 53
—	—		—
Ⅲ-1	働く場における男女平等の推進	46	48
Ⅲ-2	多様な労働形態における環境の整備促進		49
—	—		—
Ⅱ-1	家庭における男女平等の推進	24	25 26
Ⅲ-2	多様な労働形態における環境の整備促進	49	50
Ⅲ-3	仕事と生活との両立の支援(ワーク・ライフ・バランス)		58
Ⅱ-1	家庭における男女平等の推進	24	26 28
Ⅱ-2	安心して暮らせる環境の整備		41
Ⅲ-3	仕事と生活との両立の支援(ワーク・ライフ・バランス)	54	55 56 58
Ⅲ-3	仕事と生活との両立の支援(ワーク・ライフ・バランス)		58
Ⅲ-3	仕事と生活との両立の支援(ワーク・ライフ・バランス)		58
Ⅲ-2	多様な労働形態における環境の整備		—
—	—		—
I-2	あらゆる暴力の根絶		13
Ⅲ-1	働く場における男女平等の推進		46

国の基本方針(法第5条)

1	国における推進体制
	・事業主行動計画作成の推進
	・フォローアップ
2	地方公共団体における推進体制・計画
	・推進計画策定の必要性
	・庁内横断的な推進体制の整備
	・地域の実情・住民ニーズの把握
	・実施状況の点検・評価・公表
	・相談体制の構築
	・協議会の普及
	・国によるフォローアップ
3	(1)女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
	・積極的に取り組む企業の認定
	・公共調達を通じた活躍推進
	・活躍状況の「見える化」の促進
	・中小企業における取組の促進
	・非正規雇用における雇用環境等の整備
	・女性の登用促進のための支援
	・再就職支援
	・起業・創業支援
	・女性の参画が少ない分野での就業支援
	・キャリア教育等の推進
	・女性の職業生活における情報の収集・整理・提供
	・女性の活躍の推進に向けた啓発活動
	(2)職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
	・男性の意識と職場風土の改革
	・両立に向けた子育て支援環境の整備
	・長時間労働の是正・休暇の取得促進
	・両立に向けた企業の取組促進
	・柔軟な働き方の推進
	・職場の風土改革に効果的な人事評価制度の検討
	・ハラスメントのない職場の実現
	(3)事業主行動計画の策定
	・策定にあたっての観点
	・次世代育成対策推進法に基づく事業主行動計画との関係
	・女子の職業選択に資する情報の公開

**第 2 期日田市男女共同参画基本計画  
第二次行動計画**

発行者 日田市市民環境部市民活動推進課  
〒877-8601 大分県日田市田島 2 丁目 6 番 1 号  
TEL(代表)0973-23-3111  
印刷 三浦印刷

**日田市女性活躍推進計画**  
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律  
(女性活躍推進法)」に基づく市町村推進計画

発行者 日田市企画振興部まちづくり推進課  
〒877-8601 大分県日田市田島 2 丁目 6 番 1 号  
TEL(代表)0973-23-3111